

市(区)町村民税 納入申告書 道府県民税													
市(区)町村長殿 令和 年 月 日提出								(受付印)					
令和 年 月分				人員			人						
退職手当等 支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市(区)町 村民税												
	(都)道府 県民税												
特別 徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地												
	氏 名 又 称												
	法人 番号 又は 個人 番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。													

特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書の取扱いについて

特別徴収義務者が個人事業主の場合には、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書の様式は、納入申告書としては使用せず、納入申告書は別の紙を用いて別途提出※してください。その上で、表裏一体の様式の納入書の面(表面)のみ記載したものを金融機関等に提出していただき(裏面の納入申告書は記載しないでください)、別の紙の納入申告書(個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの)を郵送等により市(区)町村に提出してください。

(※別途提出する方法の例)

- ・表裏一体の様式とは別に納入申告書を別の紙に印刷した様式を用いて提出する。
- ・納入済通知書と表裏一体になった様式をもう一通用意し、その裏面の納入申告書部分を切り離したものをを用いて提出する。

【退職所得納入申告書 書き方見本】

- 退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、納入先の市区町村ごとに区分し、区分ごとにまとめて所定の「市町村民税・道府県民税納入申告書」に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市区町村長に、退職手当等を支払った翌月の10日までに提出してください。
- 申告書の提出とともに、特別徴収した税額を翌月の10日までに納付してください。
- また、退職手当等の受給者が、法人の取締役、監査役、理事、監事、精算人、その他の役員(相談役もしくは顧問を含みます)の場合は、納入申告書の他に、特別徴収票もそれぞれの市区町村長に提出してください。

市(区)町村民税 道府県民税 納入申告書													
市(区)町村長殿										(受付印)			
令和 ○ 年 7 月 10 日提出													
令和 ○ 年 6 月分				人員		2 人							
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
退職手当等 支払金額				1	8	4	1	6	8	0	0		
特別 徴収 税額	市(区)町 村民税					1	4	1	4	0	0		
	(都)道府 県民税						9	4	3	0	0		
住所(居所) 又は所在地		港区芝公園一丁目5番25号											
氏 名 又は 名称		港産業株式会社											
法人 番号 又は 個人 番号	1	1	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。													

退職手当等を
支払った合計人数
をご記入ください。

退職手当等を
支払った年月
をご記入くださ
い。

退職手
当等支
払金額・
市(区)町
村民税
額・道府
県民税
額につ
いては、
全員の
合計金
額を

特別徴収
義務者の
法人番号
(個人事
業主の
場合は
個人番
号)を、
ご記入
ください。
退職さ
れる方
の個人
番号は
記入し
ないで
くださ
い。

- 注意: 個人情報保護のため、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、納入書の裏面を利用せず、必ずこちらの用紙をご利用ください。